

環境貢献市産材支援家づくり事業

山形市は市産材で家を建てる方を応援します

山形市内に自ら居住する戸建て住宅を新築する方で、山形市有林及び山形市内の森林から伐採・搬出された木材を使用する場合に、補助金を交付します

主な条件

- ・個人が建築主であり、自ら居住する新築の戸建て住宅であるもの
- ・山形市産材を8m³以上使用するもの
- ・山形市内に事業所を有する工務店等が施工業者であること
- ・提出期限*までに実績報告書が提出できること。

※条件によって実績報告書の提出期限が異なります。詳しくはHPをご確認ください。



補助額

1件あたり 50万円

加算制度があり、全ての加算に該当する場合は、**最大40万円加算**

補助基礎額	加算項目	加算要件	加算額
50万円	世帯加算	移住世帯、子育て世帯、三世帯世帯、近居世帯のいずれかに該当する場合	10万円
	環境貢献加算	市産材10m ³ 以上12m ³ 未満使用する場合	10万円
		市産材12m ³ 以上使用する場合	20万円
	薪ストーブ等設置加算	薪ストーブ、ペレットストーブ、ボイラーを新築に合わせて設置する場合	10万円

※それぞれの加算の件数には限りがございます

募集内容

募集件数 20件

募集期間 令和6年4月23日(火)～ 20戸程度(先着順)

※募集件数に到達次第、受付を終了します。



【お申し込み・お問い合わせ】

山形市農林部森林整備課

TEL(023)641-1212 内線448

詳細については、市のホームページをご覧ください。



環境貢献市産材支援家づくり促進事業

加算補助を受けるには追加書類が必要となります。

当事業では世帯加算（移住世帯・子育て世帯・三世帯世帯・近居世帯）や環境貢献加算、薪ストーブ等設置加算に該当する場合に補助金が加算され、最大90万円の補助金を受けることが可能です。

該当する加算に応じて添付書類を追加していただきますようお願いいたします。

交付申請書に添付する書類

●該当する加算に応じて、下記のいずれかの添付書類の提出をお願いいたします。

世帯加算	移住世帯	申請時に山形市外にお住いの方 ・現在の住民票謄本（全部記載のもの） 令和4年4月1日以降に山形市外から山形市に住所登録された方 ・本人の本籍の附票 ・本人の親の本籍の附票（本人の本籍の附票で10年間の住所異動の履歴がわからない場合）
	子育て世帯	・現在の住民票謄本（全部記載のもの） （現在子と別居している場合は、親の戸籍謄本）
	三世帯世帯	・現在の住民票謄本（全部記載のもの） （現在親と別居している場合は、親の戸籍謄本）
	近居世帯	・親の住民票謄本（全部記載のもの） ・子の現在の住民票謄本（全部記載のもの） ・親の戸籍謄本 ・子の現在の住居と親の住居の位置関係が分かる図面 ・子の新居と親の住居の位置関係が分かる図面
環境貢献加算	追加資料なし	
薪ストーブ等設置加算	誓約書（別記様式第4号） 設置するストーブ等のカタログの写し	

※ 上記以外のもので、加算状況を証明できるものがあればお問い合わせください。